

岩手県告示第482号

平成28年4月22日付け官報第6762号登載保安林の指定施業要件を変更する件（平成28年農林水産省告示第1090号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成28年5月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 一関市巖美町字中川108の1、110、157の64から157の66まで
- (2) 所在が不明である通知の相手方 伊藤朝之助、佐々木今吉、佐藤徳太夫、佐藤八五郎、佐藤亘

2 通知の内容を掲示した場所 一関市役所